

旅客区分および適用運賃

大人運賃と小児運賃 障害者手帳等の呈示による割引

◎ 旅客区分および適用運賃

1. 大人運賃は中学生以上、小児運賃は小学生以下に適用します。
2. 小児運賃は、大人運賃の半額とします。
(10円未満の端数が出る場合は、10円単位に四捨五入)
3. 幼児(1歳以上・小学校入学前)は、同伴者1人につき1人を無賃扱いとし、同伴者の人数を超える場合は小児運賃を頂きます。
4. 幼児は、他の幼児を同伴する能力がある者として扱いません。
(幼児のみで乗車の場合は、全員分の小児運賃を頂きます)
5. 乳児(1歳未満)は、人数を問わず無賃扱いとします。

◎ 障害者手帳等の呈示による運賃の割引

1. 割引の対象となる人
 - ・ 身体障害者(身体障害者手帳の呈示が必要)
 - ・ 知的障害者(療育手帳等の呈示が必要)
 - ・ 児童福祉法の適用を受ける者(運賃割引証の提出が必要)
 - ・ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の呈示が必要)
2. 割引運賃の額
大人運賃または小児運賃の、5割引(半額)とします。
(10円未満の端数が出る場合は、10円単位に四捨五入)
3. 介護人または付添人の扱い
手帳の種類、介護印の有無を問わず、2人まで5割引とします。
(但し、当社が介護または付添の必要を認めた場合に限りです)
4. 高速バスをご利用の場合は、上記と割引条件が異なります。